

知事指定「いわての住環境バリアフリー講習」開催案内

岩手県では、高齢者及び障がい者の住宅リフォームに関する技術的助言又は情報提供を行う者として「岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員」の養成・登録を行っていましたが、高齢者・障がい者に係る住まいづくりを取り巻く環境の変化に対応するため、これまでの制度を廃止し、平成30年度より新築やリフォームを対象とし、物理的なバリアフリーに温熱環境上のバリアフリーを加えた「いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度」を創設しております。

一般社団法人岩手県建築士事務所協会では、この制度に基づく講習として「いわての住環境バリアフリー講習」を開催することとし、知事の指定を受けたところです。

つきましては、本講習を受講していただき、高齢者及び障がい者が安心して住まうために必要な知識を習得していただきますようお願いします。

※ 本講習の受講者のうち要件に該当する者は、岩手県のホームページに講習受講者として5年間公表されます。また、講習受講者のうち特に優れた知識及び技術を有する者として要件に適合する者は、「住まいのバリアフリーマスター」として県に登録することができます。

主 催 一般社団法人 岩手県建築士事務所協会

受講対象者 住宅建築に携わる者

※講習受講者として公表される方の要件は、【岩手県ホームページ掲載について】を御確認ください。

日時・会場

開 催 日	時 間	会 場
令和2年12月22日(火)	10:00~16:35	いわて県民情報交流センター アイーナ 812 盛岡市盛岡西通1-7-1 電話 019-606-1717

講習内容 (都合により変更される場合があります。) CPD認定講習となります。(5単位)

時 間 割	講 義 科 目	講 師 (予定)
9:30~10:00	受	付
10:00~10:10	挨拶	(一社)岩手県建築士事務所協会
10:10~11:50 (100分)	・高齢者が居住する住宅の設計指針について ・トラブル事例について	(一社)岩手県建築士事務所協会
11:50~12:50	休 憩	(昼 食)
12:50~13:35 (45分)	・住宅省エネ技術講習のすすめ ・省エネ断熱標準施工法	DVDによる
13:35~13:45	休 憩	
13:45~15:45 (120分)	高齢者向けの住宅のあり方	岩手県立大学社会福祉学部 副学長 狩野 徹 氏
15:45~15:55	休 憩	
15:55~16:25 (30分)	介護保険における住宅改修及び県の補助制度について	岩手県保健福祉部長寿社会課
16:25~16:30 (5分)	いわての高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度について	岩手県県土整備部建築住宅課 住宅計画担当
16:30~16:35	受講修了証の交付	

定 員 50名

※申込者数が定員を超えた場合は、申込受付の早い順に受講者を選定します。

受 講 料 7,000円（講習教材代金含む、消費税込）

<使用テキスト>「高齢者が居住する住宅の設計マニュアル」簡易版

※講習会当日に欠席された場合、受講料はお返しできません。後日、(一社)岩手県建築士事務所協会において講習教材をお渡しすることになりますのでご注意ください。

申込み方法

郵便振替口座へ振り込み後、受講申込書に必要事項を記入し、FAXにて送信願います。

入金確認後、受講票をFAX送信致します。(振込手数料は各自ご負担ください。) 郵便振込の方の領収書は講習会当日お渡しいたします。

郵便振替口座 : 02260-4-74064

口座名称 : 一般社団法人岩手県建築士事務所協会

申込み FAX 番号 019-651-8677

事務所協会に直接持参、支払でもお申込できます。(一社)岩手県建築士事務所協会

〒020-0016 盛岡市名須川町18-16 建築会館 TEL 019-651-0781

申 込 締 切 令和2年12月11日(金) 17:00必着

※ただし、申込みが定員に達し次第、受付を締め切ります。締切間近のお申込みの場合は、あらかじめ定員の空きを(一社)岩手県建築士事務所協会にご連絡の上、ご確認ください。

受 講 票 講習会の開催前に勤務先へFAXにて送信しますので、講習会に持参し、受付に提示してください。

※講習会の5日前になっても受講票が届かない場合は、(一社)岩手県建築士事務所協会へご連絡ください。

受講修了証 受講者には、講習会終了後受講修了証を交付します。

<注 意 事 項> **講義中に長時間中座された方には、受講修了証を交付しませんのでご注意ください。**

- ・発熱や咳、咽頭痛などの症状がある方は受講をお控えください。
- ・マスクの着用および手指洗浄へのご協力をお願いします。
- ・新型コロナウイルスの感染状況により、講習会を延期もしくは中止する場合がありますので、その際はご了承下さい。

【岩手県ホームページ掲載について】

講習の修了者のうち次に該当する方は、講習受講者として岩手県のホームページに公表となります。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第23条の3第1項の規定により知事が登録した建築士事務所のうち、講習を受講しようとする日(以下「講習受講日」という。)から起算して過去5年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けていない建築士事務所(以下「特定建築士事務所」という。)に属する、法第2条第1項の規定による建築士(以下「建築士」という。)であること。
- (2) 講習受講日時点で5年以上の建築に関する実務の経験(法第14条第1号に規定される建築実務。以下単に「建築実務」という。)を有すること。
- (3) 現に主たる業務として建築実務に従事していること。
- (4) 講習受講日から過去5年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けたことがないこと。
- (5) 禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。
- (6) 前各号の全てに該当する場合に、県のホームページにより、講習受講者として、氏名、生年、属する特定建築士事務所の名称、所在地及び電話番号が公表されることに同意できること。

・住まいのバリアフリーマスターの登録について

指定講習の受講者として公表されている者^{注)}のうち、実務経験等が豊富で特に優れた知識及び技術を有すると認められる者を「住まいのバリアフリーマスター」として登録することができます。

「住まいのバリアフリーマスター」は、高齢者・障がい者の住まいづくりのエキスパートです。講習受講者よりも、より高度な内容について相談や設計等の依頼をすることが可能な者として、講習受講者とは別に公表されます。

注)「岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員」の登録期間が有効な者を含む。

・住まいのバリアフリーマスターの登録要件

〈いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度要綱抜粋〉

第7条 前条第1項に規定する高齢者及び障がい者の住まいづくりにおいて特に優れた知識及び技術を有すると認められる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 申請の前5年間に於いて、次の表の実績の種類に掲げる区分に応じて、同表の配点を乗じて得た数値の合計が、15以上となる者。

	実 績 の 種 類	配 点
(1)	高齢者又は障がい者の住まいづくり（バリアフリー、温熱環境等）に関する講習の講師の実績で知事が認めるもの（1回につき）	3
(2)	住居専用部分について高齢者等配慮対策等級3以上を満たし、かつ、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上を満たす住宅の新築に係る設計の実績（1件につき。住宅型式性能認定を受けたものの設計を除く。その性能が証明されたものに限る。）	2
(3)	住居専用部分について高齢者等配慮対策等級3以上を満たし、かつ、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上を満たす住宅リフォームに係る設計の実績（1件につき。その性能が証明されたものに限る。）	2
(4)	法令に基づき整備された高齢者又は障がい者が居住するための施設で、省エネ基準を満たすものに係る設計の実績（1件につき。その性能が明確であるものに限る。）	2
(5)	高齢者又は障がい者の住まいづくりに関する講習（バリアフリー、温熱環境等）の受講の実績で知事が認めるもの（1回につき）	1
(6)	介護保険の対象となる住宅リフォームの設計の実績（1件につき）	1
(7)	岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員として的高齢者・障がい者の住まいづくりに関する相談対応実績（1件につき）	1
(8)	その他、知事が住まいのバリアフリーマスターを登録する要件として適当を認める実績（1件につき）	知事が適当と認める配点

(2) 特定建築士事務所の属する建築士（以下「特定建築士事務所所属建築士」という。）であること。

(3) 現に主たる業務として建築実務に従事していること。

(4) 前条第2項の申請の日から過去5年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けたことがないこと。

(5) 禁錮以上の刑に処されたことがないこと。

(6) 県のホームページにより、住まいのバリアフリーマスターとして、氏名、生年及び一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、並びに、属する特定建築士事務所の名称、所在地、電話番号及び一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別が公表されることに同意できること。